

# 三つの方針の策定・公表に関する省令改正

## 《学校教育法施行規則の改正》

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。**

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成28年3月31日改正、平成29年4月1日施行)

### 大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

#### 大学教育の 質的転換

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

#### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化  
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、  
一貫性あるものとして策定

#### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、  
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

#### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、  
具体的な入学者選抜方法の明示

## 《三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン》

(平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

### 各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つの方針の策定と運用の参考指針**

#### (主な内容)

- ・三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・各大学において、  
①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

# 「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現（イメージ案）

三つのポリシー … 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー), 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー), 入学者の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

## ＜三つのポリシーの策定単位レベルの内部質保証のためのPDCAサイクル＞

**P**lan

三つのポリシーの一体的な策定による,  
選抜, 教育, 卒業の各段階における目標の具体化

### ①ディプロマ・ポリシー

大学の理念や社会の要請等を  
踏まえ, 学生が身に付けるべき  
資質・能力の明確化

### ②カリキュラム・ポリシー

DPを踏まえた教育課程編成, 教育内容・方法の明確化

### ③アドミッション・ポリシー

①, ②の目標・内容を踏まえ, どのように入学者を受け  
入れるか, 入学者に求める学力の明確化

**A**ction

自己点検・評価に基づく  
大学教育の改善・改革

**C**heck

三つのポリシーに照らした大学の取組の評価  
(D)の自己点検・評価

三つのポリシーに基づく,

**D**o

入学者選抜  
↓  
体系的で組織的な教育の実施  
↓  
卒業認定, 学位授与



参考

三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン (中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

参考

情報の積極的な発信

認証評価

内部質保証を重視した評価への発展・移行

省令改正① 全ての大学における三つのポリシーの策定・公表  
(学校教育法施行規則)

省令改正② 三つのポリシーに基づく大学教育に対する認証評価項目の追加  
(学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令)